

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和2年2月28日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第5号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第55条 (略) (1) 条例第18条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の95</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の115</u>)を乗じて得た額の総額 (2) (略) 2～6 (略)	(勤勉手当) 第55条 (略) (1) 条例第18条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の92.5</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の112.5</u>)を乗じて得た額の総額 (2) (略) 2～6 (略)

別表第1を次のように改める。

別表第1 企業職給料表（第14条関係）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,600	232,000	263,200	348,900	388,100	443,700	514,100	572,500
	2	145,700	234,200	265,000	351,200	390,600	446,000		
	3	146,900	236,200	266,800	353,400	393,300	448,100		
	4	148,000	238,100	268,700	355,800	395,800	450,300		
	5	149,100	239,800	270,400	358,100	398,400	451,900		
	6	150,200	241,500	272,600	360,400	401,100	453,700		
	7	151,300	243,200	274,700	362,500	403,900	455,600		
	8	152,400	245,000	276,900	364,800	406,600	457,600		
	9	153,500	246,400	279,000	366,900	409,000	459,500		
	10	154,900	248,000	281,200	369,100	411,400	461,200		
	11	156,200	249,800	283,300	371,200	413,700	462,700		
	12	157,500	251,600	285,500	373,400	416,000	464,500		
	13	158,700	253,100	287,700	375,500	418,100	465,800		
	14	160,200	255,000	289,800	377,700	420,100	467,300		
	15	161,700	256,500	291,800	379,800	422,000	468,700		
	16	163,300	258,300	293,900	382,000	424,000	470,200		
	17	164,500	259,600	296,100	384,300	425,900	471,500		
	18	166,000	261,600	298,300	386,500	427,800	472,800		
	19	167,500	263,500	300,400	388,600	429,600	474,000		
	20	169,000	265,400	302,600	390,800	431,500	475,000		
	21	170,300	267,200	304,700	392,800	433,300	475,800		
	22	173,000	269,100	306,900	394,500	434,900	476,300		
	23	175,600	270,900	309,000	396,100	436,400	476,700		
	24	178,200	272,800	311,200	397,800	438,000	477,100		
	25	180,800	274,700	313,500	399,500	439,500	477,300		
	26	182,500	276,600	315,600	401,000	440,800	477,700		
	27	184,200	278,300	317,700	402,600	442,100	478,100		
	28	185,900	280,200	319,800	404,200	443,400	478,600		
	29	187,300	281,900	321,700	405,600	444,500	479,200		
	30	189,100	283,800	323,800	406,800	445,800	479,600		
	31	190,700	285,600	325,900	407,900	447,000	480,000		
	32	192,500	287,400	328,000	409,100	448,300	480,400		
	33	193,900	289,200	330,000	410,200	449,200	480,900		
	34	195,700	291,100	332,200	411,400	450,000	481,200		
	35	197,300	292,900	334,200	412,600	450,600	481,600		
	36	199,100	294,800	336,300	413,800	451,100	482,000		
	37	200,100	296,300	338,000	414,700	451,500	482,300		
	38	201,800	298,100	340,100	415,400	452,000	482,700		
	39	203,500	299,900	342,200	416,100	452,300	483,100		
	40	205,000	301,700	344,300	416,800	452,700	483,500		
	41	209,000	303,400	346,100	417,500	453,000	483,800		
	42	210,900	305,100	348,100	418,200	453,300	484,100		
	43	213,000	306,700	350,100	418,800	453,600	484,400		
	44	214,900	308,400	352,100	419,200	453,900	484,600		
	45	216,500	310,100	354,000	419,600	454,100	484,800		
	46	218,200	311,800	355,900	419,900	454,300			
	47	220,200	313,500	357,700	420,100	454,500			
	48	222,200	315,200	359,600	420,300	454,700			
	49	223,900	316,300	361,300	420,500	454,900			
	50	226,000	317,900	362,800	420,700	455,100			
	51	228,000	319,500	364,300	420,900	455,300			
	52	230,000	321,100	365,800	421,100	455,500			

再任用 職員以 外の職 員	53	231,700	322,700	367,100	421,300	455,700
	54	233,400	324,300	368,200	421,500	455,900
	55	235,100	325,900	369,300	421,700	456,100
	56	237,000	327,400	370,400	421,900	456,300
	57	238,200	328,800	371,300	422,100	456,500
	58	239,900	330,000	372,400	422,300	
	59	241,500	331,200	373,500	422,500	
	60	243,200	332,200	374,600	422,700	
	61	244,400	332,900	375,400	422,900	
	62	245,900	333,800	376,100	423,100	
	63	247,000	334,700	376,700	423,300	
	64	248,500	335,500	377,400	423,500	
	65	249,600	336,100	377,700	423,700	
	66	251,100	336,800	378,400	423,900	
	67	252,600	337,600	379,100	424,100	
	68	254,200	338,400	379,800	424,300	
	69	255,200	339,100	380,100	424,500	
	70	256,800	339,800	380,800	424,700	
	71	258,300	340,500	381,500	424,900	
	72	259,900	341,200	382,200	425,100	
	73	261,100	341,500	382,800	425,300	
	74	262,500	342,100	383,500		
	75	263,900	342,700	384,200		
	76	265,300	343,300	384,900		
	77	266,400	343,600	385,100		
	78	267,800	344,100	385,500		
	79	269,200	344,600	385,800		
	80	270,600	345,100	386,100		
	81	271,800	345,500	386,400		
	82	273,100	346,000	386,700		
	83	274,400	346,400	387,000		
	84	275,600	346,900	387,300		
	85	276,600	347,100	387,700		
	86	277,900	347,600	388,000		
	87	279,200	348,000	388,400		
	88	280,500	348,500	388,800		
	89	281,500	348,800	389,000		
	90	282,600	349,300	389,200		
	91	283,700	349,800	389,400		
	92	284,800	350,300	389,600		
	93	285,800	350,500	389,800		
	94	286,800	350,700	390,000		
	95	287,800	351,200	390,200		
	96	288,700	351,700	390,400		
	97	289,400	351,900	390,600		
	98	290,300	352,300	390,800		
	99	291,200	352,700	391,000		
	100	292,100	352,900	391,200		
	101	293,000	353,100	391,400		
	102	293,800	353,300			
	103	294,600	353,500			
	104	295,400	353,700			
	105	296,000	354,000			
106	296,500	354,200				
107	297,000	354,400				
108	297,300	354,600				

	109	297,500	354,800						
	110	297,800	355,000						
	111	298,100	355,200						
	112	298,300	355,400						
	113	298,500	355,600						
	114	298,900							
	115	299,300							
	116	299,700							
	117	299,900							
	118	300,200							
	119	300,500							
	120	300,800							
	121	301,100							
	122	301,500							
	123	301,900							
	124	302,100							
	125	302,300							
	126	302,700							
	127	302,900							
	128	303,100							
	129	303,300							
	130	303,500							
	131	303,700							
	132	303,900							
	133	304,100							
	134	304,300							
	135	304,500							
	136	304,700							
	137	304,900							
	138	305,100							
	139	305,300							
	140	305,500							
	141	305,700							
	142	305,900							
	143	306,100							
	144	306,300							
	145	306,500							
	146	306,700							
	147	306,900							
	148	307,100							
	149	307,300							
	150	307,500							
	151	307,700							
	152	307,900							
	153	308,100							
	154	308,300							
	155	308,500							
	156	308,700							
	157	308,900							
再任用 職員		219,100	240,500	263,200	298,600	367,800	384,500	401,300	454,500

第2条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定

に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(地域手当)	(地域手当)
第42条 地域手当の月額は、大阪府の区域に在勤する職員については、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に <u>100分の11.8</u> を乗じて得た額とする。	第42条 地域手当の月額は、大阪府の区域に在勤する職員については、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に <u>100分の12</u> を乗じて得た額とする。
2 (略)	2 (略)

(一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
(特定任期付職員の給与の特例)	(特定任期付職員の給与の特例)																																				
第2条 (略)	第2条 (略)																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">号給</th> <th style="width: 85%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>387,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>432,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>486,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>550,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>626,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>730,000</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td style="text-align: right;"><u>857,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>387,000</u>	2	<u>432,000</u>	3	<u>486,000</u>	4	<u>550,000</u>	5	<u>626,000</u>	6	<u>730,000</u>	7	<u>857,000</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">号給</th> <th style="width: 85%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>381,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>428,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>482,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>546,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>622,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>726,000</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td style="text-align: right;"><u>852,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>381,000</u>	2	<u>428,000</u>	3	<u>482,000</u>	4	<u>546,000</u>	5	<u>622,000</u>	6	<u>726,000</u>	7	<u>852,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>387,000</u>																																				
2	<u>432,000</u>																																				
3	<u>486,000</u>																																				
4	<u>550,000</u>																																				
5	<u>626,000</u>																																				
6	<u>730,000</u>																																				
7	<u>857,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>381,000</u>																																				
2	<u>428,000</u>																																				
3	<u>482,000</u>																																				
4	<u>546,000</u>																																				
5	<u>622,000</u>																																				
6	<u>726,000</u>																																				
7	<u>852,000</u>																																				
2～4 (略)	2～4 (略)																																				
第3条 (略)	第3条 (略)																																				
2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「100分の130」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。	2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「100分の130」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。																																				

(大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正)

第4条 大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当の支給割合の基準) 第12条 規程第55条第1項の別に定める基準は、次条に規定する職員の勤務期間による割合(同条において「期間率」という。)に第16条に規定する職員の勤務成績による割合(同条において「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。	(勤勉手当の支給割合の基準) 第12条 規程55条第1項の別に定める基準は、次条に規定する職員の勤務期間による割合(同条において「期間率」という。)に第16条に規定する職員の勤務成績による割合(同条において「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。
別表第4(第16条関係) 別紙のとおり	別表第4(第16条関係) 別紙のとおり

附 則

(施行期日等)

- この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項から第10項までの規定は、令和2年3月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(以下「第1条改正後給与規程」という。)、第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する規程(以下「新任期付職員規程」という。)及び第4条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(内払)

- 第1条改正後給与規程又は新任期付職員規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する規程の規定に基づいて平成31年4月1日以後の分として支給された給与は、第1条改正後給与規程又は新任期付職員規程の規定による給与の内払とみなす。

(令和2年3月に支給する職員の給料月額に関する特例)

- 令和2年3月に支給する職員(一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11号)第2条各項、第3条各項又は第4条各項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「一般職任期付職員」という。))及び臨時的任用職員を除く。以下同じ。)の給料月額は、第2条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程第14条から第25条まで及び第38条の規定

にかかわらず、これらの規定により職員が支給を受けるべき給料月額（以下「調整前の給料月額」という。）から、平成31年4月1日（同月2日から令和2年2月29日までの期間において、職員として在職しなかった期間のある者（以下「非在職期間を有する職員」という。）（平成31年4月1日に職員であった者で次項で定めるものを除く。））にあっては、職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち附則第6項で定める日））において職員が支給を受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当の月額（単身赴任手当の月額にあっては、第2条の規定による改正前の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程第45条第1項に規定する別に定める額を除く。）の合計額（以下「職員の給料等の合計額」という。）に100分の0.18を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。）に、同月から第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（平成31年4月1日から施行日の前日までの期間において、附則第7項で定める職員として在職しなかった等の期間がある職員にあっては、当該月数から附則第8項で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額並びに令和元年6月1日及び12月1日において職員であった者が第1条改正後給与規程に基づきそれぞれ同年6月及び12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.18を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額に相当する額を減じた額とする。

5 前項の規定により平成31年4月1日に職員であった者で非在職期間を有する職員から除かれるものは、同日から令和2年2月29日までの全期間を通じて、職員として在職し、及び企業長の要請に応じ引き続いて職員以外の国又は他の地方公共団体の職員として勤務したものとす。

6 附則第4項の職員となった日が2以上あるときにおける職員となった日とすべき日は、平成31年4月2日（同日から令和2年2月29日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が企業長の要請に応じ、引き続いて職員以外の国又は他の地方公共団体の職員になり、その後引き続いて職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から令和2年2月29日までの期間における職員となった日のうち最も早い日とする。

7 附則第4項の職員として在職しなかった等の期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 職員として在職しなかった期間

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第26条の6第1項の規定による承認に係る期間、法第28条第2項の

規定による休職の期間（給料が大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）から支給された期間を除く。）、大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第12号）第2条の規定による休職の期間、法第55条の2第5項に規定する期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間、同法第10条第1項の規定による勤務の期間、同法第17条の勤務の期間、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の派遣の期間（給料が企業団から支給された期間を除く。）又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第15号）第2条第1項の規定による派遣の期間（給料が企業団から支給された期間を除く。）

(3) 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「給与条例」という。）第20条第2項から第4項までの規定により給与を減額された期間

(4) 法第29条第1項の規定による停職の期間

(5) 給与条例第20条第1項の規定により給与を減額された期間

8 附則第4項の職員として在職しなかった等の期間がある職員について減じる月数は、平成31年4月から令和2年2月までの各月のうち次の各号のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号、第2号又は第3号に掲げる期間のある月

(2) 前項第4号又は第5号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料月額が附則第4項に規定する職員の給料等の合計額に100分の0.18を乗じて得た額に満たない月

9 附則第4項の規定にかかわらず、次に掲げるものの算出の基礎となる令和2年3月の給料月額は、調整前の給料月額とする。

(1) 地域手当並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額

(2) 大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第25号）第2条に規定する退職手当（令和2年3月に支給する任期付職員の給料月額に関する特例）

10 令和2年3月に支給する一般職任期付職員の給料月額は、附則第4項から前項までの規定を準用する。